

第6回教育委員会定例会会議録

平成24年6月22日（金）

場所：国立市役所教育委員会室

| | | | |
|------|----------|---|-------|
| 出席委員 | 委員 | 長 | 佐藤路子 |
| | 委員長職務代理者 | | 山口直樹 |
| | 委員 | | 嵐山光三郎 |
| | 委員 | | 城所久恵 |
| | 教育長 | | 是松昭一 |
| 出席職員 | 教育次長 | | 兼松忠雄 |
| | 教育庶務課長 | | 宮崎宏一 |
| | 学校指導課長 | | 渡辺秀貴 |
| | 生涯学習課長 | | 津田智宏 |
| | 国体推進担当課長 | | 小林孝司 |
| | 給食センター所長 | | 村山幸浩 |
| | 公民館長 | | 石田進 |
| | 図書館長 | | 森永正 |

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。昨日は北半球では昼が最も長く、夜が最も短いとされる夏至でした。環境省では夏至に当たる6月21日から七夕の7月7日までをライトダウンキャンペーンと銘打って、地球温暖化防止への意識啓発のためにライトアップ施設や家庭の余分な照明を消すことを呼びかけています。この取り組みを始めて10年目に当たる今回は「電気を消して未来を見つめよう」がスローガンだそうです。地球環境や限りある資源についてなど身近なところで話題にさせていただくよい機会になるのではないかと思います。

これから平成24年第6回教育委員会定例会を開催します。

本日の会議録署名委員を山口委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしく願いいたします。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち議案第15号、国立市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、並びに行政報告第10号、副校長の人事異動についての2件は、人事案件です。秘密会としますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは審議に入ります。



○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 初めに教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 では、5月22日から6月21日の間の教育委員会の主な事業についてご報告申し上げます。

5月23日水曜日に、国立市教育委員会学校訪問で第四小学校を訪問いたしました。

5月24日木曜日に、東京都の市町村教育委員連合会総会が開催されました。この総会の席上で佐藤委員長が10年の在任表彰をお受けになられました。

同日、スポーツ推進委員の会を開催いたしております。

5月26日土曜日に、道徳授業地区公開講座が第六小学校で開催されました。

同日は一小、二小の運動会と並びに一中の体育祭も開催されております。

5月27日日曜日に、八小で運動会が開催されました。

また同日、社会体育事業として、「スポーツ現場に役立つファーストエイド(救急措置)」の実技講習会を開催いたしました。

5月29日火曜日に、国立第二中学校の通級指導学級が開級いたしました。

6月1日金曜日、市内幼稚園・保育園、小・中学校の合同生活指導連絡協議会を国立市立学校の生活指導主任会主催で実施いたしました。

6月2日土曜日には、二中、三中で体育祭が開催されました。

6月5日火曜日に、校長会並びに給食センター献立作成委員会を開催いたしました。

同日は特別支援学級教科用図書審議会も開催されております。

6月6日水曜日に、第3回の市立小・中学校合同授業研究会を開催いたしました。

6月8日金曜日には、小学校5年生の稲作体験事業として田植えを行いました。田植えにつきま

しては、城山南土地区画整理事業の関係で、これまで実施しておりました古民家南側の児童文化センター用地の水田が使えなかったために、本年は谷保浄水公園に子どもたちが参集し、谷保浄水場の東側水田をお借りして、無事田植えを実施いたしたところでございます。

同日より26日の間、市議会第2回定例会が開会されます。会期は19日間でございます。

6月9日土曜日、道徳授業地区公開講座が七小で開催されました。

6月11日月曜日、この日より15日の間、図書館の中央館、分館、分室におきまして図書館蔵書点検を実施しております。

また同日、国立教育委員会主催で市内保育園・幼稚園・小学校の校園長会連絡協議会を開催いたしました。

6月12日火曜日に、副校長会と公民館運営審議会を開催しております。

6月13日水曜日には、この日より15日までの2泊3日間で、二小、四小、六小、八小の小学6年生が、日光への移動教室へ出発しております。何人か健康を崩した子どももいますが、みんな無事に日光から戻ってきております。

6月15日金曜日に、給食センターの物資納入登録業者選定委員会を開催いたしております。

6月16日土曜日に、道徳授業地区公開講座が第三小学校で開催されました。

6月18日月曜日には、市議会の総務文教委員会が開催されております。

6月19日火曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

6月20日水曜日、この日より22日まで一小、三小、五小、七小の小学校6年生の日光移動教室を実施しております。前日の夜が台風の通過ということで大変心配されたのですが、日光へは無事に着くことができました。本日が戻ってくる日でございます。きのうまでの段階では幸い天気もよくて子どもたちも元気に日光での活動を行っているという報告が届いております。

同日、国立市の教育委員会学校訪問で第六小学校を訪問いたしました。

教育長報告は以上です。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。山口委員。

○【山口委員】 感想なのですが、5月から6月にかけては、今の教育長のご報告にありましたように運動会、体育祭を初め移動教室などさまざまな動きがあります。ちょうど動ける時期であるのではないかと、改めて思います。天候もどうかもって、実施できたことは、よかったと思っています。

もう1つ感想ですが、幾つか道徳授業地区公開講座や学校訪問などさせていただいて、一番最近は今週、おとといの六小の道徳授業地区公開授業を見させていただいて、国語の授業が多かったのですが、学年を全部順番に見ていくことができ、1年生、2年生、3年生と学年ごとの成長というのを改めて実感したところで、教育は子どもたちを成長させていくものですし、子どもたちが成長していくものをサポートするものであるということを改めて実感をして、我々の役割もそのことにのっとって行っていかなければいけないということを思ったところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 学校訪問で四小と六小に行かせていただきました。四小の校長先生とお話しする中で、教師がお互いを大切にシ合って風通しのいい集団でありたいということをおっしゃっていたのと、六小では六小に集う者すべてが学び会う場としてありたいということをお話の中でされていたのですけれども、学校目標や学級目標などさまざまなものをお持ちであって、字面としてもお持ちなのですから、そういうものよりも校長先生が学校の長としていられ、ご自分の中で生き生きとしたイメージを持たれていて経営に当たられていると、おそらくそのことが職員室の雰囲気なり学校の雰囲気になっていくのであろうという感じがしました。

どちらの学校の子どもたちも、本当によくあいさつをしていて元気で、さまざまな授業があったのですけれども、何度も手を挙げて思い思いの意見を、恥ずかしがったり、このように言ったらどうであるかなということもあまり心配しないで自由に発言をして、いろいろなディスカッションしていくという場面をたくさん見せていただいて、日常から先生方が子どもたちをととても大切にしているという、そのような印象を受けました。

それから道徳の授業にも参加させていただいたのですけれども、参加者の中の方が集まってさまざまな意見を出したり、学校によっては講師の方をお呼びしてお話を聞くなど、さまざまな形態があったのですけれども、その中で自己肯定感ということが共通項で言われていて、子どもにしても大人にしても、そのことがとても世の中で問題になっているのであるということが感じられました。本当に認めていくということはとても力が要ることだと思っていて、小さいときはお母さんや周りの方が子どもたちを認めていく、子どもたちは自分が認められていくということが蓄積されていくのであるというお話をされていたのですけれども、何より自分が自分をよしと思えるようにしていける力を最終的につけていって、世界じゅうの人が自分のことをだめであると言っても、自分は自分が存在しているという、そこまでの力をつけていくことが、やはり大人も子どもも必要であると思いました。

また、山口委員がおっしゃったようにさまざまな行事なども滞りなくできて、先生方も子どもたちもほっとしたのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私も感想をお話しします。市教委訪問の2校につきましては、全体的な感想になりますけれども、それぞれの学校で基礎・基本の定着、それから今しきりに言われている思考力や判断力、表現力などに加えて、あいさつや話を聞くということを大切に指導していただいています。

先生方のわかる授業、それからよりよい授業、また指導力の向上を目指したいという熱意と意識の高さを感じました。

また、心の距離というのでしょうか、先生と子どもたちの距離が、非常に近くてすがすがしい雰囲気が感じられた教室が幾つもあったことがとてもうれしかったです。

とは申しませんが、これだけ多くの子どもたちが通っている学校ですので、11校、小学校8校と中学校3校、共通の課題もあれば個々に抱える課題もさまざまだと思います。縦横、それから斜めの関係、あらゆる連携をとりながら、子どもたちのために何をすべきかという視点で、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

また道徳授業地区公開講座も全体的な感想になりますけれども、参加者の方から率直なご意見やご感想をいただきながら、道徳教育、それから道徳の授業について理解や関心を深めていただく、ま

た家庭、学校、地域がお互いの立場を尊重しながら、その必要性や進め方についても考えていける場になってきているのではないかと感じています。

授業については、学校現場に若い先生方が非常にふえていますので、道徳教育や道徳の授業についてももしっかり勉強していただいて、実践を積みながらぜひ力をつけていただきたいということを希望しています。

また授業公開の後の意見交換会や講演会ですけれども、授業参観に比べると、やはり参加者が少ないのがとても残念に思います。貴重な場でもあるので、参加者が少ないのは残念という感想も定例会でも出ておりましたので、このあたりについては後ほど学校指導課からお話をいただければと思います。

続いて運動会ですが、小学校3校、中学校3校で運動会がありました。春の運動会は天候による延期が1校もなくして無事に予定どおり行われたことが、まずよかったと思います。どの学校も子どもたちの笑顔がいっぱいで、子どもたちがエネルギーにあふれていること、それから意欲にあふれていることを改めて感じました。最後まで全力で頑張る姿が見ていて気持ちがよかったですし、頑張っている姿というのは人の心を打つものであり、見ている側も応援したくなるということを改めて思いました。また子どもたち同士の温かい拍手、それから言葉かけがありましたし、子ども同士で注意を合う場面も見られました。また、開会式での諸注意では、「移動も運動会の一部であり、てきぱきと動きましょう。ほかの学年も一生懸命練習をしてきたので、しっかり応援しましょう」といった指導もありました。

また、運動会の練習に当たって、毎時間めあてカードを書いて子どもたち一人一人が振り返りをしながらめあてを持つということを繰り返し行ってきたという学校もありました。それから表現種目、表現活動の一部を子どもたちに考えさせて創作をしましたというお話も伺いました。また被災地への思いを言葉にして伝える学校、被災地の郷土舞踊を演目に取り入れている学校もありました。

また、どの学校でも見かけた光景でしたけれども、他地域へ転出された先生方が子どもたちの応援のためにたくさん駆けつけてくださり、子どもたちとさまざまなコミュニケーションをとっている姿を見て、とてもうれしく思いました。

また組体操は、小学校ではおそらくメインになるかと思うのですがけれども、始まる前には子どもたちと先生が心を1つにして本番を迎える感動的な姿がありました。また見せ場が幾つかありましたが、目立つポジションで緊張しながら本番を迎える子ども、縁の下の力持ちとして陰で支える子どもと、いろいろな役割をもった子どもたちが演技によって替わって行って、どの演技でも本当に真剣な眼差しで、友達を信頼しながら自分の持ち場を守るといいますか役割を立派に果たしている姿が印象的でした。終わった後の子どもたちと先生の満面の笑み、それからハイタッチする姿、本当に感動しました。行事を通して子どもが育つ部分は非常に大きいと思いましたが、また学校としてよいところや課題など見えてくることも多いのではないかと感想を持ちました。

お伺いしたいことは3点なのですが、先ほどの道徳授業地区公開講座について、後半の意見交換会あるいは講演会を含めた取り組みとして、改善するところや工夫できるところ、それから現在力を入れている点などありましたらお話をいただきたいと思います。

2点目は、先ほど教育長からもお話いただきましたけれども、日光移動教室での子どもたちの様子について、おわかりになる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

それから3点目は、通学路の緊急安全点検の実施についてです。こちらは登下校中の児童生徒を

襲った交通事故が多発したこともあり、通学路におけるハード面とソフト面の両面における安全ということが、今、しきりに言われています。8月末をめどにすべての公立小学校において通学路にかかわるさまざまな機関が参加して点検を実施する、そして危険箇所には緊急に対策を講ずるとということが報道されています。今後、関係諸機関とどのように連携をとっていくのか、あるいは、今、どのような流れで進んでいるのかということについて、少しお話を聞かせていただければと思いますので、お願いします。

では、渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 それでは、1点目の道徳授業地区公開講座、特に後半の意見交流会についてです。

例年行ってきたこともありまして、やや意見交流会の持ち方が形骸化しているというようなことについては否めないと考えています。ですので、今年度は授業でテーマとして取り上げたことと、意見交流会で地域や保護者の方々とともにテーマとしていくことを連動させることを工夫した学校がありました。また一般論ではなくて自校の子どもたちの道徳的なことに関する意識調査結果をもとに、参加された方々と協議をするという工夫をしていた学校もありました。

いずれにしても地域の方々は、いつも大変お世話になっている方で、ご参加いただいているわけですが、学校は保護者の参加意識を高めていく工夫をより一層していく必要があると、私たちも、また学校も、今、認識して工夫をしていこうという状況にあります。

2点目の日光移動教室での子どもたちの様子ですが、事前に日光について歴史的な文化遺産や豊かな自然について調べて、学校によっては日光新聞というような新聞を壁にも掲示をしてあるところもあります。こういった事前の学習をもとに実際に歴史的な建造物を目の当たりにしたり、また豊かな自然に直接触れるという経験、さらに現地の方とお話をするという経験を積んできています。

今回同行した指導主事の報告の中にありましたが、往復の電車でのマナーがとてもいいということについて、JRの方からお褒めの言葉をいただいたり、駅のホームで待つ子どもたちの姿を見ている一般の方からお声をかけていただくケースもありました。また宿舎でのあいさつもとても心に伝わった、感動的であったと、宿舎の支配人や働いている方々にお声をかけていただいた学校もあったということでもあります。若干ではありますが、現地で熱を出した児童もおりまして、保護者の方にお迎えに来ていただいたケースもありましたが、今、お話ししたように内容等もとても充実している状況が現地から確認されています。

3点目の通学路の安全点検についてです。委員長からお話がありましたように4月以降登下校中の児童の列に自動車が突入するというような事件が相次いだことを背景に、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して、通学路における緊急合同点検等実施要領を作成いたしました。こちらをもとにいたしまして、各教育委員会へも取り組みを促す働きかけがありました。

本市としては、6月12日に各校長あてに通学路の交通安全確保にかかわる再点検についてということで通知をしまして、現在PTAと学校が連携して危険箇所の点検をさせていただいております。今後確認された危険箇所等についての報告をいただきましたら、2つのことに取り組んでいく予定であります。

1点目は、立川警察署、市の交通担当部署、教育委員会学校指導課、そして学校を含めて4者で現地を現認しながら、どのような回避の方法があるかということについて検討していきます。

2点目は、従来から各学校にあります安全マップという、2年生や3年生あたりの児童が地域を

探検して、自分たちの目で危険箇所を確認したものをマップに落とすという作品等が掲示されていますが、今、指導者側の版を作成しようということでICT支援員が学校と連携しながら調査し、結果を地図に落とし、教員、保護者等が危険箇所を共有できるようにするということを進めているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。道徳授業地区公開講座については、現場ではさまざま工夫していただいているというお話でした。さらにそうした工夫や努力、それから学校側の思いが保護者や地域の方に伝わるような取り組みをより一層お願いしたいと思います。

また、今ごろ帰途についたころでしょうか、日光移動教室については、渡辺学校指導課長から、子どもたちの電車の中、またホームでのマナー、それから、あいさつも非常によくできて褒めていただいたといううれしい報告をいただきました。学校教育、それからご家庭でのしつけの賜物だと思います。さらに移動教室として中身の濃い、子どもたちにとって思い出に残る、また学びの質も高められる移動教室になるように関係者の方にはさらに努力をしていただきたいと思います。

それから3点目の点検についてですけれども、点検を行った後、関係諸機関と協議を諮るということで、その後取り上げた危険箇所について対策を講ずるところまで盛り込まれていると思うのですが、具体的には教育委員会が必要な安全対策を検討して、行政や地元警察署に要望するという報道もあったのですが、そのあたり予算要求の時期や、市長部局とのやりとりという点に関して、今お話しいただけることはあるのでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 先ほどお話ししましたように、調査結果に基づいて立川警察署と市の交通担当部署と教育委員会学校指導課と学校が連動して、現地を実際に確認するというところまで行いますので、そこで出てくる必要な対策について、整理できたところで予算措置が必要なこともあれば、交通担当部署とも相談、協議をしながら検討していくことになるのではないかと思います。

○【佐藤委員長】 わかりました。よろしくお願いたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) その他報告事項 1) 平成24年国立市議会第2回定例会について

○【佐藤委員長】 では、次に移ります。

その他報告事項1、平成24年国立市議会第2回定例会についてをお願いいたします。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 それでは教育委員会に係る案件を中心に、平成24年国立市議会第2回定例会の審議経過を報告いたします。

市議会第2回定例会は6月8日より開催をされております。初日の本会議では、市長の行政報告に続きまして、教育費を含む平成24年度一般会計補正予算(第1号)を含む11議案と陳情等2件、報告事項7件が提案され、一部の即決案件を除いて各常任委員会へそれぞれ付託されたところでございます。

今回の即決案件には国立市立小学校の8校のエアコン設置工事請負契約が入っておりまして、議会ではお認めいただいたところでございます。

また報告事項7件の中で公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の経営状況についての報告を教育次長が行ったところでございます。

明けて6月11日から14日までの4日間で一般質問が行われております。21名の議員が一般質問を行っておりますが、このうち13名の議員から教育にかかわる質問がございました。

質問項目といたしまして、みんなの党、生方議員より市立小・中学校の校庭・体育館の団体開放について。みらいのくにたち、望月議員より発達しょうがいの子どもに対する支援について、ICT教育の現状及びその充実について、中学校における合唱コンクールの開催の問題について。自民党・明政会、大和議員より中学校部活動の実態と今後について、中央図書館、図書館東分室の開館時間と利用について。自民党・明政会、石塚議員より今年度から導入を試みる児童向けの自転車安全運転教室の進捗状況について。民主党、稗田議員より柔道の安全対策の進捗状況について。日本共産党、尾張議員より30年前から出されている国立駅前図書館の設置の要望を高架化事業に生かすべきだが、どうか、国立市の教育費の割合が三多摩でも低く抑えられている中、父母負担軽減策や学校のトイレの根本改善について問う、移動教室のあり方について問う、平和教育の一環として被爆者の話を聞く会や広島・長崎への派遣を行ってはどうか。みどりのみらい、重松議員より公運審を見直すならば、必置規程のない他の審議会も聖域なく見直すべきだがどうか。自民党・明政会、石井議員より中学校における部活動について。新しい風、藤江議員より学校と図書館のネットワーク構築、新しい図書館の考え方について。こぶしの木、上村議員より特別支援教育研修について、第1回定例会で突然浮上した、是松教育長の公運審のあり方について見直す旨の発言から起こった問題について、日光移動教室を続行することについて。生活者ネット、前田議員より食品放射能測定と被ばくを防ぐ教育活動について、だれもが学べる公民館、図書館のあり方について等の質問が出されております。

6月18日には総務文教委員会、19日に建設環境委員会、20日には福祉保健委員会が開催され、本会議からの付託事件が審議されております。

総務文教委員会では教育委員会、学校指導課関連の特別支援教育指導員報酬に係る経費として308万9,000円を含む平成24年度国立市一般会計補正予算（第1号）案が審議され、可決をされております。

26日には最終本会議が開催される予定となっております。

以上が、平成24年国立市議会第2回定例会の報告でございます。

○【佐藤委員長】 市議会報告をいただきました。ご質問ご感想などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）



○議題（3） 議案第14号 国立市朝鮮人学校及び外国人学校児童・生徒の保護者補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 では次に、議案第14号、国立市朝鮮人学校及び外国人学校児童生徒の保護者補助金交付要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 それでは議案第14号、国立市朝鮮人学校及び外国人学校児童生徒の保護者補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明を申し上げます。

説明といたしまして、本案は住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行さ

れ、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人住民が住民基本台帳の適用対象となるため要綱の一部を改正するものであります。

お手元の資料の1枚をめくっていただきますと、改正文がございます。今見ていただいています条項文ですが、第2条第2項を次のように改めるということになります。

さらに2枚めくっていただきますと、A4判横の新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただくのがわかりやすいと思います。

左側が改正後の条文案、また右側が改正前のものがございますが、第2条の(2)をごらんください。右側には2行目に「外国人登録原票に登録されていること」というところがございますが、こちらが改正されるということになりますので、次のような条文になります。(2)「外国の国籍を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき国立市の住民基本台帳に記録されている者であること」となります。

あわせて、本補助金を申請するための様式が変更されます。2枚戻っていただきますと、変更後の様式がございます。下から4分の1あたりのところに「この補助金交付事務のため」という一文がありますけれども、変更前の様式は「この補助金交付認定のため、国立市が外国人登録原票への登録を確認することを承諾します」とありますが、ごらんいただいておりますように「この補助金交付事務のため、国立市が住民基本台帳の記録を確認することを承諾します」と変更させていただきます。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

法律改正に伴う改正という説明をいただきました。確認のベースになるものが変わったということだと思いますが、申請者にとっても、あるいは事務的な手続としてもこれまでと何ら変わることはないかと理解してよろしいのでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第14号、国立市朝鮮人学校及び外国人学校児童生徒の保護者補助金交付要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(4) 行政報告第9号 平成24年度教育費(6月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 次に、行政報告第9号、平成24年度教育費(6月)補正予算案の提出について。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 それでは行政報告第9号、平成24年度教育費(6月)補正予算案の提出についてご報告いたします。

東京都の平成24年度の震災等緊急雇用創出事業の追加募集に伴いまして、現在開会中の国立市議会第2回定例会に一般会計補正予算(第1号)案として提出し、ご審議いただいているところです。東京都の募集の締め切りが5月25日であり、それとあわせ補正予算案として調整したため、本教育委

員会定例会にご報告するものでございます。

補正予算案の内容でございます。かがみ1枚おめくりください。

歳出でございますが、項1教育総務費の目3教育指導費、事務事業、学校指導等嘱託員報酬、節1報酬、細節4特別支援教育指導員報酬を380万9,000円増額するものでございます。東京都の震災等緊急雇用創出事業を活用し、7月より現在3名の巡回特別支援教育指導員を2名増員し、5名とするものでございます。

なお、歳入に関しましては企画部において、他の採択事業とあわせて東京都の補助金である緊急雇用創出事業臨時特例交付金の増額の補正予算を計上しております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

これについては市教委訪問など学校を訪問する際に、特別に支援を必要とする児童・生徒がふえているということを伺って、実際に授業等も見せていただいています。特別支援教育指導員がふえることは、ある意味手厚い支援ができるようになるということで、望ましいと思うのと同時に、人をふやすことも大切ですが、ただ単に人数をふやせばよいのかということもあると思います。研修の体制、また人選について、それから実際にどのような活動をしていくのか、そのあたりのところと、また補正予算ということですので、この予算を執行した後の人数措置についてはどうなるのか、当然減ってしまうと思うのですが、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 まず前提となる考え方ですが、通常学級に在籍している児童・生徒を対象とした教育活動を、教員が責任を持って行うこととありますので、本来ならば教員の高い技量で対応していくということが前提となります。しかしながら、発達しょうがいのあるお子さんの状況が顕在化していくような状況が強く見られるということで、この支援制度を導入していることが前提にあります。今回2人をさらに増員するということが、学校からの要望に応じる体制を強化したいということとあります。

人選につきましては、公募をしまして、さまざまな経験をお持ちの方が応募をしてくださる状況にあります。その方々に対しまして、私を含め指導主事等で面接を行い、選定をさせていただき、その後は現在、各学校に固定しているスマイリースタッフ、特別支援教育の支援員からレクチャー等を受ける体制もつくりまして、各学校に巡回型で配置していく予定になっております。ですので、新たに2名増員することができましたら、各学校の状況を再度調査させていただき、要望の高いところに配置していく計画を立てていく予定でございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。特別支援教育に関しては、今、渡辺学校指導課長がお話しされたとおりだと思います。保護者にとっては特に特別支援教育となりますと、発達しょうがいについて知識のある、またしっかり勉強している方に、ぜひついてほしいという要望が強いことも事実です。今さまざまな職層で人が足りない現状もありますので、ぜひ現場で人を育てるとともに子どもたちに目を配りつつ、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、皆さん、ご異議がないようですので、承認ということでよろしいでしょう

か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは行政報告第9号、平成24年度教育費(6月)補正予算案の提出については承認といたします。



○議題(5) その他報告事項 2) 市教委名義使用について(7件)

○【佐藤委員長】 続いて、その他報告事項2、市教委名義使用について。

津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成24年度5月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。今回は7件ございます。

まず、国立市体育協会主催の「平成24年度ジュニア育成地域推進事業」です。東京都及び東京都体育協会と連携し、平成25年東京国体へ向けてジュニア育成を図ることを目的として、ソフトボール、水泳、剣道、軟式野球、ソフトテニス、硬式テニス、サッカーの7種目の強化育成等を行います。昨年も同7種目の強化育成等を行いまして、指導者を含め865名の方が参加した旨の報告を受けております。

続きまして2番目、心のめコンサート実行委員会主催の「松野迅ヴァイオリンリサイタル」です。しょうがいしゃが地域で住み続けるために必要であるグループホームの普及と支援の輪を広げるきっかけづくりを目的とし、チャリティーコンサートを開催します。開催日時は平成24年10月10日の開場6時半、開演7時より、くにたち市民芸術小ホールにて開催します。入場料は参加協力金として小学生以上は1,999円となっております。

3番目は国立市租税教室推進協議会の「租税教室」です。租税の意義や役割を児童・生徒に理解してもらうため、租税教室推進協議会の構成団体が講師となり、小学校6年生の社会科授業、中学校3年生の公民授業で租税教室を開催します。なお、昨年は公立の小・中学校合わせて604名の児童・生徒が授業を受けた旨の報告を受けております。

4番目は公益社団法人くにたち文化・スポーツ振興財団主催の「第4回 くにたち児童絵画・版画展」です。児童の絵画・版画等への意欲の向上心の育成を図ることを目的とし、市内在住・在学の4歳から小学生を対象に絵画・版画を公募します。また、その成果を平成24年8月25日から9月10日の期間で、くにたち市民芸術小ホール市民ギャラリーにて展覧します。なお、昨年は出展者が32名、出展作品数が56点、179名の入場者があった旨の報告を受けております。

5番目はエム・オー・エー美術文化財団、MOA美術館国立児童作品展実行委員会主催の「MOA国立児童作品展」です。子どもたちの創作活動を奨励することで生命を尊ぶ心、心豊かな人間形成を目的とし、小学生を対象に絵画の公募展を行います。開催期間は平成24年10月20日、21日の2日間で、くにたち市民芸術小ホール市民ギャラリーにて展覧します。こちらは昨年176点の作品応募があり、約150名の入場者があった旨の報告を受けております。

6番目は東京都公益財団法人東京都歴史文化財団、参加・体験・感動!ふれあいこどもまつり実行委員会主催の「平成24年度参加・体験・感動!ふれあいこどもまつり」です。子どもたちが芸術について理解を深め、文化を生み出す豊かな心と感性をはぐくむことを目的として演劇等を公演するものです。今年度の具体的な内容につきましては、現時点では未定ですが、平成25年3月10日、くにたち市民芸術小ホールにて開催し、参加費は2,000円を予定しております。なお、昨年は平成24年2月

12日に、くにたち市民芸術小ホールにて演劇、「船乗りクプクの冒険」、「おもちゃシンフォニー・はじめてのオーケストラ」、影絵芝居等を行い、700名の参加があった旨の報告を受けております。

7番目は社団法人実践倫理宏正会北多摩ブロック国立支部主催の「関東地区北多摩ブロック国立支部ファミリー講演会」です。人の心の乱れを感じる時に一人一人が自然の摂理を守って生活することの大切さを実証することを目的に、会員6名による体験を発表するものです。開催日時は平成24年7月8日の午前10時よりアミュたちかわ小ホールで開催します。参加費は無料です。なお、昨年11月20日に同ホールで開催し、326名の参加があった旨の報告を受けております。

以上7件について教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご感想、ご意見などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(6) その他報告事項 3) 要望書について(1件)

○【佐藤委員長】 なければ、その他報告事項3、要望書についてに移ります。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 要望書の説明に先立ちまして、お話しさせていただきたいと思います。

本日、国立公民館を守る会から提出されております国立市公民館に対する要望書でございますけれども、去る5月8日、同会の方々と教育長と私とで話し合いを行いまして、その際、同会より要望書を受け取りましたが、教育委員会に提出することにつきまして、教育委員会事務局として確認をせず、要望のみとして受領したものでございます。そのため5月の定例教育委員会におきましては、各教育委員の皆様への写しの配付のみとなりまして、当日の議題とはならなかったものでございます。このことにつきまして、おわびいたすとともに、改めて今回提出させていただき、ご報告をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 それでは要望書について、宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 それでは、改めまして、ご要望につきましては1件でございます。国立市公民館を守る会の〇〇様より、「国立市公民館に関する要望書」をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

是松教育長。

○【是松教育長】 前回に引き続きまして、公民館に関しての要望書が出されたのですが、正確に申しますと、こちらの要望書も、前回あわせて審議すべきであった要望書でございます。いずれにいたしましても、今回改めてこちらの要望書についての意見交換ということになります。

先般も申し上げましたとおり、そもそもこちらの要望書が出るきっかけになったのは、国立市議会の議論でございました。平成24年3月に開催されました第1回の国立市議会の定例会の中で、教育委員会が議案として提出いたしました公民館条例の一部を改正する条例案がもとになっております。

公民館条例の一部を改正する条例案の中身でございますけれども、もともとは地域の自主性及び

自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という国の上位法に基づいて、これまで公民館運営審議会の委員の選出基準が社会教育法に定められておりましたけれども、国の法律の定めから、そちらを削除して各市町村、自治体の条例に移しかえるという内容でございました。ですから、これまであった国の公民館運営審議会の委員の選出基準が、市の条例に盛り込まれたというものでございました。こちらにつきましては、議会初日の本会議で総務文教委員会に付託されたところでございます。総務文教委員会が3月16日に開催されたのですけれども、この中でさまざまな議論が出されたということでございます。

前回、市議会での議論についての議事録をお配りしますということでお約束申し上げましたが、議事録が作成されたのが一昨日でございまして、私どもも急遽、委員用資料の議事録を作成いたしましたので、お手元に届くのがとても短い期間になってしまいました。お目通しいただいたことと思いますが、市議会での議論ということで、しかもかなり長時間にわたっての議論でございましたので、読むことはなかなか大変であると思われまいます。今お時間が許す限りで、私のほうで少しこの議事録の内容についてかいつまんでご説明を申し上げたいと思ひます。

まず、3月16日の総務文教委員会でございますけれども、提案報告があった後に質疑に入りました。

一議員より、「家庭教育の向上に資する活動を行う者というのが選任基準にあるけれども、具体的にどんな方を指すのか」という質問がございました。

こちらにつきましては、「例えば、子育てサークルの方、PTA保護者団体の方、子育てサポーターや家庭教育に関する悩みなどの相談に対応される方、あるいは子供会活動や読み聞かせなどの活動に携わっている方々を指します」という答弁をいたしました。

同議員より、「平成12年に社会教育法が改正されたわけだが、その際、公運審の必置義務がなくなった。そのときに国立市としては置くか置かないかの議論をしたのか」という質問がございました。

こちらに対しまして、「当時この社会教育法の改正に伴って公民館条例も全部改正の議案として提出してございましたので、全部改正の中で改めて公運審を置く」と記載しているということでございます。当然ながら、その全部改正議案については当時の教育委員会でも議決いただいた上で市議会へ提出し、また市議会でも議決をいただいたところなので、本市として公運審を置くということの容認はされたと理解しています」という答弁をいたしました。

さらに、「しかしながら、当時より時間も経過している中で、また改めて公運審については国立市の教育委員会としても議論を深めていきたい」という答弁をいたしました。

他の議員より、「今回の任命基準の改正であるけれども、国立市でそもそも任命基準はあるのか」というご質問がございました。

こちらにつきましては、「公民館運営審議会規則の第2条にありましたが、今回条例ができることによって規則から条例に差し替えることとなります」という答弁をしております。

同議員より、「現在の委員構成が変わるのか」という質問がありましたが、「10月までの任期中は変わらない附則としております」というご答弁を申し上げます。

また同議員より、「新たな委員委嘱においては家庭教育の向上に資する委員が任命されるわけだが、どの段階から選任するかということはどこが決めるのか」というご質問がありまして、こちらにつきましては、「公民館で団体を選任します」というお答えをしております。

他の議員から、「公運審委員15名、これは学識2名とその他審議委員等13名となっているけれど

も、この内訳は何を根拠としているのか」というご質問がありました。

これにつきましては、「22期の公民館運営審議会の答申を参考にしています」というご回答をしております。

同議員からは、「団体の選任も公運審に諮っているのか」ということでございましたが、「団体、個人の選任については公民館で行っています」という回答を申し上げます。

同議員より、「公運審の役割は社会教育法に館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するとなっているが、公民館の施設管理業務まで審議対象としており、公運審の本来の活動の枠を超えるものではないか」というご質問がありました。

こちらにつきましては、「文科省の公民館の設置運営基準で、地域住民の意向を反映した公民館運営がなされるように公運審等を活用するということになっているもので、運営やあり方にもご意見をいただいています」という答弁をしております。

同議員より、「市民の税金から報酬を支払って審議会を開催している。本来の活動の中身を果たすべきであり、運営規則では月に1回開催すると規定されているので、本来、年12回の開催回数であるべきなのに、平成23年度は臨時会を1回開催して年13回開催している。どこにその根拠があるのか」というご質問がございました。

こちらにつきましては、「規定にはないが、慣例で行ってきています。規則に即して会の開催を行うべきと考えています」と回答をしております。

他の議員より、「任期2年の再任は可能か」というご質問がございました。

こちらにつきましては、「再任は可能であります」とご答弁申し上げます。

同議員から、「再任の限度はあるのか」ということでございました。

こちらにつきましては、「最大3期6年としています」とお答えいたしました。

同議員より、「推薦団体はずっと同じ団体なのか」ということがございましたが、「一部学校教育、商工会、高齢者グループ、青年団体は同じ団体から引き続いています」とご答弁申し上げます。

同議員から、「任期は1期2年が好ましいのではないか」というご質問がございましたが、「学識経験者は3期であるが、その他は2期と1期半々で行っています。総変わりしないように配慮しているところであります」というお答えを申し上げます。

同議員より、「予算上も開催回数を13回で措置している、このことはどういうことか」という質問がございました。

「臨時会を想定してのことで慣例的に予算措置を行っています。今後は規則に沿った予算計上をしていきたい」という答弁をいたしました。

以上で質疑を終わりました。各議員間の意見討論に入りました。討論に立たれたすべての議員は、条例そのものの改正には賛成という立場でございましたが、幾つか公民館運営審議会等に関するご意見が述べられました。

一議員より、「公運審の存在意義や機能について教育委員会の検討を見守りたい」。

他の議員から、「委員の任命は社会教育、生涯学習のあり方について真摯な議論のできる方をお願いしたい」。

他の議員より、「公運審がその枠を超えて運営されていることは問題である。財政改革審議会でも必要性について議論すべきだ」。

他の議員より、「審議会ではなく、協議会やボランティアなどいろいろな形の検討をしてほしい」。

12回の回数は守るべき。また選挙前などに公民館に置かれる恣意的なチラシのあり方なども公運審で検討してほしい」。

別の議員より、「時代の要請にこたえて公民館の機能を十分発揮できる委員の推薦と、歴史的に公民館の果たしてきた役割を生かして、しっかりと活動の展開をしてほしい」という意見が付されて、全員一致で賛成の議決を得たところでございます。

続きまして、3月27日に最終本会議で同条例案が審議をされております。冒頭、総務文教委員長より私がるる申し上げました内容の委員会報告がされた後、質疑に入っております。

議員より、「公民館運営審議会に沿って12回の審議回数に対して13回というのは規則違反なのではないか。12回以外の1回の予算支出についての責任はどこにあるか」という質問がございました。

ご答弁として、「規則違反であるかと言われると館長の委任事項でもあるので、開催をしたという場合はあり得ると思います。諮問内容としてそれが成立しているかどうかということが問題かと思えます。今後は基本的に12回と書いてある規則にのっとって12回を守っていくようにしていきたい」と答弁しております。

他の議員より、「公民館運営審議会のあり方についてももう一度教育委員会に問うというような答弁があったが、それはほかの教育委員会のもとにある他の諮問機関にも広がっていくのか」というご質問がありました。

これにつきまして、「今回は公民館についてだけ教育委員のご意見を伺いたい。その理由としては平成12年の改正から随分時間がたつ中で社会状況が大きく変化し、公民館運営を取り巻くさまざまな状況も変わってきている。また実施回数の問題で、月1回という定めがある中で13回という審議が行われている。公民館運営審議会の本来の目的は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画、実施につき調査、審議するということが社会教育法で定められている中で、そういった必要から13回の審議が行われたのかということも検証しなければならない。また市の附属機関の設置の基準の指針に10名以内ということが規定されているが、公運審の15人という数がどうであるのかという検証も含め、公運審については会議の開催のあり方、委員の数、それから各委員の選出等について教育委員会の中での議論が必要であるということが理由であります」ということを申し上げております。

同議員より、「予算に盛られた13回分の公運審の回数の予算措置について今後、減額補正をする考えがあるか」というご質問がございました。

「最終的に12回で諮問事項の審議が終わるのであれば、そのときには減額させていただきます」という回答を申し上げます。

それから同議員より、「次年度以降も13回分の予算措置をしていくのか」という質問に対しまして、「次年度以降は規則どおり12回の予算措置をしていきたい」とお答え申し上げます。

他の議員より、「13回目の臨時会は、公民館長人事について教育長から館長の人事案件について意見を求めたいとの要請があつて開いたものであり、開かなければならなかったものではないのか」というご質問がございました。

こちらにつきましては、「平成23年3月22日の開催の臨時会は公民館館長の人事についてということだけのために開催されたもので、こちらは社会教育法あるいは公民館運営審議会規則にのっとっても、審議内容とはかけ離れたものであると考えています」というご答弁を申し上げます。

同議員より、市長に対して、国立市公民館と公民館運営審議会が果たしてきた国立市における貢献、あるいは活動についての見解を求められております。

こちらは市長が答弁された内容です。私のほうで要約して申しますとニュアンスが違って聞こえるかもしれませんので、皆様には改めてお読みいただきたいと思います。

以上で質疑が打ち切られ、討論に入りました。討論に立たれました各委員におかれましても条例そのものに賛成の立場ではございましたが、これまでの公運審あるいは公民館にかかわるさまざまなご見解、ご意見を述べられております。

まず、議員より、「国分寺市は公民館が5館あり、各館7名で、5掛ける7で35人の運営審議委員を選ぶことができる。国立市は1館しかない。15人の公運審の委員がいるが、決して多いとは言えないのではないか。国立市の公民館の運営審や公民館活動は本当はこういうことがまちを支えていくモデルケースとなる。国立市の公民館の中の公運審の活動をもっと丁寧に推進していくことによって国立市の中の地域コミュニティというのはさらに活性化される。無料化の原則、それから公民館の運営審の必置規程、それから条例は大切にしていきたい。国立市がつくった歴史を大切に、歴史をつぶすような審議は絶対やらないでください」というご意見がございました。

他の議員より、「このような提案があったときこそ公運審そのものを見直すよい機会ととらえ、審議会のあり方、開催回数、参加人員など改善すべきところはぜひ見直していただきたいということ強く求めたい。特に審議会の開催は月1回と規則で定めているわけだから、規則にあった運営をしていくべきである。公運審は審議会メンバー15名という大人数であり、すべて税金を使って開催されるわけだから、少ない開催で最大の効果を上げる努力を求めたい。公運審のあり方そのものが本当に必要か否かということも含めてぜひ議論を含めていただきたい」というご意見がございました。

他の議員より、「不透明な審議会が大半を占める中で、公民館運営審議会は委員の研修もしっかりと行い、会議の内容を公民館だよりで報告し、通知し、答申を報告するなど、恐らく国立市の各種の審議会の中で一番ガラス張りでしっかりと審議している審議会であると思う。歴史を踏まえてつくられて、しっかり運営されてきた公民館運営審議会をさらに充実させていくということを求めている」という意見が出されました。

以上が3月の第1回定例会での総務文教委員会の討議、それから最終本会議での議論の内容でございます。

いずれにしても、上位法の改正に伴う公運審の選任基準の法から条例への切りかえという中で条例改正案で、これほど公民館運営審議会のあり方についての活発な議論がされたということは、教育委員会としても真摯に受けとめなければならないのではないかと感じております。本来、公民館運営審議会のあり方がどうあるかという点について、この先、各委員からもご意見いただきながら議論を深めていきたいと思っております。

しかしながら、そうは申しましても私が議会からの議論の中で教育委員会へ持ち込んだ問題でございますので、ここで私の意見を少し述べさせていただきたいと思っております。

議論していただきたいのは公運審のあり方でございますが、私は大きく3つ議論の視点があると思っております。

1つは公運審の必要性ということでございます。

もう1つは、公運審の委員の数です。それから、もう1つは、問題となっております開催回数ということでございます。

まず1点目の公運審の必要性というところからでございますけれども、こちらは公運審に限らず他の教育施設運営においても運営審議会が設置されているわけでございまして、多くの市民の意見、

要望を取り入れた行政運営、あるいは施設運営を行っていく上では運営審議会という組織は必要だと思いますし、公民館には必要ないということは、理に合わないと思っております。

しかし、それぞれの審議会においても、役割機能が定められておるわけでございますので、その役割機能の定めに沿って運営活動を行ってもらうことが前提での設置であることはもちろんでございます。公運審は公民館の諮問機関として公民館の各種の事業の企画実施について、調査、審議をするものでありますので、この役割をしっかりと果していただきたいと思いますと思っております。

それから2点目の委員の数についてでございますけれども、確かに市の附属機関の設置及び運営に関する指針の趣旨は、附属機関の委員の数は原則10名以内ということになっております。この指針そのものは行政改革の推進の一環として見直されたものでございまして、その趣旨は、附属機関の効率的あるいは効果的、また経済的運営を図るために作成されたものでございます。公民館も市の施設である以上、当然ながらこの指針に沿うよう努める必要はあると思っております。

ただ、指針の中に「特別の理由がある場合には10名を超えることができる」というようにもなっておりますので、その特別な理由に公運審の運営の必要性が相当するののかということの検証が求められていると思っております。確かに市の他の附属機関にも10人を超える機関もあります。また他市の公民館運営審議会も10名を超えているという市もあります。今現在の15名という委員の数は公民館の設置条例で定められた15名でございますので、この15名の数を変更するということになりますと、いずれにしても条例改正で市議会に諮っていく必要がございます。市議会でも、先ほど述べましたように賛否両論がある中では、委員の数についてはさまざまな角度からの検証と根拠づけが問われることになると思いますので、今後の公運審の機能、活動内容から15名の必要性を注視しつつ慎重に検証を重ねていくことが必要であると思っております。

ただし、当面15名とするにしましても、今回条例中に委員の選任基準が設けられました。学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するということになっているわけでございますけれども、それは社会教育法の定めに基づき公民館が社会教育施設の中核として、生涯学習の振興のために学校教育や家庭教育の向上に資する事業を企画実施することが求められているということによるものでございます。こうした事業の企画実施についてしっかりと審議をしていただく構成となるよう、委員の構成を整えていかなくてはならないと思っております。

最後、3点目の開催回数でございます。こちらも公民館の運営審議会の機能・役割が、本来の機能・役割を發揮していただく上で、どの程度の回数が必要であるのかということを検証していくことになろうかと思えます。その間、当面は、今、規則があるわけでございますので、現在の規則に定められた回数で実施するのが行政運営の道理であり、現規則を遵守した開催回数とすべきであると考えています。私の考えは、以上です。

ほかに何かご意見ございましたら言っていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 教育長から平成24年国立市議会第1回定例会における第7号議案「国立市公民館条例の一部を改正する条例案」について、3月16日の総務文教委員会、それから3月27日の最終本会議での質疑、審議について詳しくお話をいただきました。法から条例への切りかえというお話がありましたけれども、その際に公運審のあり方についてさまざまな側面からこれだけ活発な議論があったということ、教育委員会としてまずしっかりと受けとめることが必要であると思えます。

また今お話にありましたけれども、公民館は社会教育法に、その目的や事業についてもしっかりと

と記されております。本来の目的に沿って審議を進めていただくことをそれぞれの立場で改めて確認していくことも必要であると思います。

ご意見、ご感想などございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 総務文教委員会の議事録などを見させていただいて、とても大騒ぎになっていて、もちろん大騒ぎになる内容がおありになるのであろうとは思いますが、まだ議事録を読み込んではないのですが、公民館が国立市の中で長い間存在してきたことが、やはり大きい存在であったということで、このような話になっているのではないかとということが率直な感想です。何となくのイメージなのですが、立場、それぞれ立ち位置の違いのところできざまな意見が言われている部分があるのではないかと思いますので、私はそのあたりをしっかりと見ながらと思っております。

私自身の関心を少し申しますと、地域ということが重要であると思います。地域でのありようといえますか、人のつながりなどが、今さまざまところで問題になって、福祉の分野でも大きな問題になっているのですが、人々が生き生きと生きていけるような場面をどうにかしてできないかと、なかなかつくれないなということが正直な実感のところ、どのようにしていけばいいかと思います。

感覚的なのですが、そのときに、公民館という存在は、もしかしたら古いのかもしれませんが。この発言は、また議論を呼ぶかもしれませんが、公民館という存在はかなり変わってきている地域もあるようです。勉強不足で、申しわけありません。勉強不足の上での発言ですが、古いのかもしれないのですが、そのもの持っている役割が、もしかしたらとても有用なものもあるのではないかと、改めて今思っていますので、両方の側面をしっかりと見ながら、どのような形で国立市に存在させていくかということを考えていくことではないかと、私としましてはそのような視点で見ていきたいと思っております。

ですから開催回数など、もちろん重要なことですが、12回と13回で1回多いではないかと、税金を使っているのですからきちんとしなければいけないということがあるわけですが、そのことが取り出されてくるということよりは、公民館がどういう存在であるべきなのか、地域にとってどうあるべきなのかということの視点で考えていくことが重要であると、私は感想として、今思っています。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 一定の言葉としては、公民館という言葉は本当に古いと思いますが、それだけ社会的に歴史的に活動してきたという自負も中にあると思います。

ただし、教育委員会としてかかわれるのは、是松教育長がおっしゃったように社会教育法の関連であると思います。もちろん広げて言うことは言えますけれども、議事録を読み直してみても、教育委員会が何か意見を言うことではないという判断をしました。議会で話されていることですので、教育委員会が積極的にさまざまな意見を言っただけかかわるのではないと思います。さまざまな議論がありますが、枝葉末節のようなところで言っているように思います。

感想を言いますと、今まで公民館はさまざまな活動をしてきたところで、そういった活動などが今回の条例改正で減らされるのではないかと心配があり、議会での議論が行われたということで、かえって公民館にとって、公運審に関してはあまりよくないのではないかと、開催回

数や人数の問題などがありますが、両論が入っていると思います。もっと推進しようという、今までの公民館活動をよしとするか、あるいは状況が変わってきているので、公民館の公運審のあり方も変革のときに来ているのではないかという意見があるようです。そのことはそうであると思いますけれども、教育委員会としての判断を下すことではないというのが、私の意見です。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

城所委員。

○【城所委員】 提出いただいた要望書の中でも、「市民の議論、声を聞いてください」ということが挙がっているのですけれども、そういう声を拾い上げていくことが公運審の役割になっていくのではないかと考えています。公運審の方々が、長年かかわってくださって、さまざまな講座や運営などをされてきて、公民館をサポートをするところではないかと考えているのですけれども、サポートというのは本当に出過ぎてはいけないといいますか、大もとがあってそれらをサポートしていくという動きになっていくと思いますので、本当にどこが中心となって公民館が動いていくのかというところが少しまちまちなのではないかとこのところと、今、嵐山委員がおっしゃったとおり、開催回数、人数というところは別として、委員会としてやるべきことをやっていくというところに重きをおいていただけたらいいと思いました。

また歴史的背景などさまざまなことがあると思うのですけれども、守っていくことももちろんなのですけれども、守ってしまいますと閉じる方向に行くこともあるのではないかと考えています。すべての方にオープンにして広げていくとなりますと、やはり今まで守ってきたものをある程度手離していかなくてはならないということもあると思います。ですから、そのあたりを今後の流れの中で見ていく必要があるのではないかと考えました。

それから、ていねいなサポートをしていただいて、公民館がよりよく活動していると、いらっしゃった方も館内に足を踏み入れられたときにとっても気持ちがよかったり、明るい雰囲気を感じられたりすると思いますので、コミュニケーションのようになっていくと思いますが、気持ちよくしていただきたいということが一番の思いです。

申しわけありません。まとまらないのですが、以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。さまざまなご意見を伺って、いろいろなお考えがあって、なるほどと思いました。国立市にもさまざまな審議会や協議会があります。それぞれに市民の代表として、あるいはお立場を代表して審議をしていただく大切な場になります。是松教育長からは公運審のあり方について、その必要性、委員の数、それから開催回数についてということでお考えを話していただきました。

いずれにいたしましても法令に基づいて行っていただく、それは本来の役割、目的に沿ってということ。自主性を尊重しながら、それと合わせて例えば具体的に申しますと、その必要性、委員の数、開催回数などについても、よりよい方向を見出ししていく、あるいは時期的なものが来れば検証を重ねていくということは議会ではなくて、教育委員会の責任であると思います。先ほど是松教育長もおっしゃいましたけれども、今後慎重に検証を重ねていくということが教育委員会の仕事であると思いますので、さまざまな情報をいただきながら、これからは話し合いの場に出てくる問題でもあると考えております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、秘密会以外の審議案件はすべて終了しました。

ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回の教育委員会でございますが、7月24日火曜日、午後2時から会場はここ教育委員会室でお願いしたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは次回の教育委員会は7月24日火曜日、午後2時から。会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、蒸し暑い中をお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時24分閉会